

福島区地域防災リーダー連絡会規約

(名称)

第1条 この会は、福島区地域防災リーダー連絡会（以下「連絡会」）と称す。

(事務所)

第2条 連絡会の事務所を福島区役所 市民協働課（市民協働）に置く。

(目的)

第3条 連絡会は、地域防災リーダーの資質の向上及び地域住民との連携による災害時に
おける被害の拡大を防止するなど、地域住民の自主防災体制の拡充と「災害に強いま
ちづくり」を積極的に推進する。

(事業)

第4条 連絡会は、前条に掲げる活動を推進するため、次の事業を行う。

- (1) 地域防災会議及び連絡調整に関する事。
- (2) 地域毎の災害時行動計画の検討、年間計画の企画・立案及び実施に関する事。

(組織)

第5条 連絡会は次に掲げる者で組織する。

- (1) 福島区災害救助部長及び各地域の防災リーダー隊長・副隊長
- (2) その他、連絡会が適当と認める者。

(任期)

第6条 任期は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第7条

- (1) 会長は、福島区災害救助部長とする。
- (2) 会長は、連絡会の会務を統括する。

(施行の細目)

第8条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

(付則)

この規約は、平成9年10月1日から施行する。